

インバウンド向けノベルティ制作業務委託契約書(案)

岩手県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、インバウンド向けノベルティ制作業務委託（以下「委託業務」という。）の実施を甲が乙に委託することについて、次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

- 第1 甲は、別紙の仕様書に掲げる事業の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。
- 2 乙は、委託業務を誠実に実施し、甲は、その費用として委託料 円（うち取引に係る消費税額及び地方消費税相当額 円）を支払う。

（委託期間）

- 第2 委託期間は、令和 年 月 日から令和6年3月29日までとする。

（契約保証金）

- 第3 契約保証金は、 円とする。

（必要な事項の指示）

- 第4 甲は、必要があると認める場合は、乙に対して、委託業務の実施状況に関して報告を求め、又は必要な事項を指示することがある。
- 2 乙は、委託業務の実施に関し必要があると認める場合は、甲の指示を受けるものとする。

（権利義務の譲渡禁止）

- 第5 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継されてはならない。

ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合並びに信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定により債権を譲渡した場合、甲の委託料の支払による弁済の効力は、甲が会計規則（平成4年岩手県規則第21号）第38条第2項の規定により会計管理者に支出負担行為の確認をした旨の通知を行った時点で生ずるものとする。

（業務の第三者委託）

- 第6 乙は、委託業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たものについては、この限りでない。

（業務内容の変更又は中止）

- 第7 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又はこれを一時中止することができる。

2 前項の場合において、委託料又は委託期間を変更するときは、甲、乙協議して書面により定めるものとする。

(事業の完了及び検査)

第8 乙は、委託業務が完了した場合は、インバウンド向けノベルティ制作業務完了報告書(様式第1号)を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項の規定による書類を受理した場合は、当該書類を審査し、必要に応じて実地検査を行うものとする。

(措置の指示)

第9 甲は、第8第1項の規定による書類を受理した場合において、委託業務の実施の状況がこの契約に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを乙に対して指示するものとする。

2 乙は、前項の規定による指示に従って措置をした場合には、その結果を甲に報告するものとする。

3 第8第2項の規定は、前項の規定により乙から報告があった場合について準用する。

(委託料の請求)

第10 乙は、第8又は第9の規定による検査に合格した場合は、インバウンド向けノベルティ制作業務委託料請求書(様式第2号)により、甲に委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があった場合は、請求のあった日から起算して30日以内に委託料を支払わなければならない。

(損害発生の負担)

第11 委託業務の実施に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)は、乙が負担するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(違約金)

第12 甲は、乙が甲の定める期間内に契約を履行しない場合には、遅延日数に応じ、委託料につき年2.5パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

(支払遅延利息)

第13 甲は、自己の責めに帰すべき理由により、委託料の支払を遅延した場合は、乙に対して、支払の日までの日数に応じ、支払遅延した委託料につき年2.5パーセントの割合で計算した額の支払遅延利息を支払うものとする。

(契約の解除)

第14 甲は、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することがある。

- (1) 天災地変その他この契約締結後に生じた事情の変更により、委託業務の実施を継続する必要がなくなったとき
- (2) 乙が委託業務を実施することができなくなったとき
- (3) 乙が地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づいて甲が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づいて甲が求める報告を拒み、又は第4第1項若しくは第9第1項の規定による甲の指示に従わなかったとき
- (4) 乙が不正の手段により委託料の支払を受けたとき
- (5) 乙が次のいずれかに該当するとき

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が、経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 委託業務を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 乙がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、乙が、これに従わなかったとき。

- (6) 乙がその他この契約に違反したとき

2 前項の2号から6号の規定により甲がこの契約を解除したときは、乙は、損害賠償として契約金額の100分の5に相当する額を甲に納付するものとする。

3 前項の規定は、委託料の支払があった後においてもこれを適用するものとする。

（不当介入への対応）

第15 乙は、この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員による不当な要求又は契約の適正な履行の妨害を受けた場合は、甲に報告するとともに警察に通報しなければならない。

（委託料の返還）

第16 乙は、第15の規定によりこの契約を解除された場合において、既に委託料の支払

がなされているときは、甲の定めるところにより、委託料を返還するものとする。

(遅延利息)

第 17 乙は、第 17 の規定により委託料を返還しなければならない場合において、これを甲が定める納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付の額につき年 2.5 パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付するものとする。

(秘密の保持)

第 18 乙の代表者又はその代理人、使用人その他の従事者は、委託業務の実施に当たって知り得た内容について、いかなる理由があっても他に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、この契約期間の満了後及び契約解除後も同様とする。

(権利の帰属)

第 19 委託業務の実施のため甲が乙に提供した資料に関する一切の権利は、甲に帰属するものとする。

(目的外使用などの禁止)

第 20 乙は、委託業務の実施のため甲が乙に提供した資料を委託業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の文書による承認を得たものについては、この限りではない。

(書類の保管)

第 21 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした関係書類を整備し、令和 11 年 3 月 31 日まで保存するものとする。

(協議)

第 22 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約について疑義が生じたときは、甲、乙協議するものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印して、それぞれその 1 通を保有するものとする。

令和 6 年 月 日

甲 岩手県
代表者 岩手県知事 達 増 拓 也

乙

様式第1号（第8関係）

令和 年 月 日

岩手県知事 様

住 所
名 称
代表者

インバウンド向けノベルティ制作業務完了報告書

令和 年 月 日付で締結したインバウンド向けノベルティ制作業務委託契約書に基づく業務を完了したので、同契約書第8第1項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 委託業務名
- 2 実施期間
令和 年 月 日～令和 年 月 日
- 3 業務内容
- 4 納品成果物等
制作物 一式

様式第2号（第10関係）

令和 年 月 日

岩手県知事 様

住 所
名 称
代表者

インバウンド向けノベルティ制作業務委託料請求書

令和 年 月 日付で締結したインバウンド向けノベルティ制作業務委託契約書
第10第1項の規定により次のとおり委託料の支払を請求します。

記

請求金額	円
契約額	円
振込先金融機関	銀行 支店 口座 口座番号